

經濟論叢

第141卷 第6号

平井俊彦教授記念號

献 辞	尾 崎 芳 治	
世論の観念について	阪 上 孝	1
J. S. Mill が社会科学研究の 始源においたもの	山 辺 知 紀	19
資本制商品の物神性の根拠について	梅 沢 直 樹	43
レーニンの市場理論について	太 田 仁 樹	62
ジョン・ミラーとフランス革命	田 中 秀 夫	81
社会主義者の社会ダーウィニ主義観	保 住 敏 彦	100
ニューディールと民衆・序論	小 林 清 一	119
フランス・プロテスタント封じ込め政策 (1610-1661)	木 崎 喜代治	138

平井俊彦 教授 略歴・著作目録

昭和63年6月

京都大學經濟學會

世論の観念について

阪 上 孝

はじめに

世論 (l'opinion publique) の観念はフランスにおいては18世紀後半に成長した観念である。この時期に、芸術の分野でも政治にかんしても、世論が強力な審判者であることが広く認められるところとなった。『パリの情景』(1782-1788年)を書いて時代の証人になったメルシエは述べている。「ほんの三〇年以來、われわれの考えに巨大で重要な革命が起こっている。世論は今日のヨーロッパにおいて、抵抗するもののない卓越した力をもっている。」¹⁾ また財務総監ネッケルが1781年に王国財政報告書を公表したとき、彼を支えていたのは、国王でさえも出頭しその判決に従うべき〈至上の法廷〉としての世論という考えであった。

世論という観念は原理的にみても、手に負えない曖昧さをはらんでいる。何が世論なのか、世論の母胎である公衆 (public) とは何であるのか、といった問題に明快な回答を与えることがきわめて困難だからである。それに加えて私たちが検討しようとするこの時期のフランスにおいては、諸身分の要求や利害の表明の場である三部会は長年にわたって召集されていなかったし、新聞・雑誌などの言論機関は未発達な状態にとどまっていた。そのうえ圧倒的多数をしめる人民大衆は政治的議論の場からしめだされていた。かりに世論を多数の人民のまとまった意見と定義するとすれば、それが表明される制度的な水路が欠けていたのである²⁾。したがって世論は経験的に測定し確かめることのできな

1) L. S. Mercier, *Tableau de Paris*, T. 4, p. 289.

2) ガンはこの点に、世論の観念の展開におけるイギリスの先行性を見出している。J. A. W. Gunn, *Beyond Liberty and Property*, Kingston and Motreal, 1983, Ch. 7.

いものであり、政治的レトリックにすぎなかった。にもかかわらず、いやむしろそれゆえに、世論はたがいに闘う集団のそれぞれにとって準拠規準となりえたのである。政府の専制にたいして抗議するパルルマン（高等法院）が世論をよりどころとしたのは当然だが、王権の側も世論をあてにした。エギヨン事件のさいに、パルルマンにたいして王権を擁護したランゲはいう。「陛下、陛下の権限に反対して同盟した者たちの旗のうえにかくもずる賢く掲げられている、かの世論の幻影におびえ、落胆されませんように。陛下、真の世論は陛下にたいしても、陛下の権威にたいしても反対しておりません。」³⁾

こうして世論は、その実体はおよそ明らかではないが、その強力であることは人びとの一致して認めるところであり、それゆえに獲得することが重要な政治的賭金の役割を演じたのである。

私たちは、アンシャン・レジーム末期からフランス革命期にいたる時期の世論の観念の展開とそこにふくまれる問題を検討したいと考える⁴⁾。この考察はこの時期の政治のダイナミズムの一面の解明に役立つであろう。

I 世論の観念の誕生

アンシャン・レジーム末期の知識人にとって、世論の観念は1750年代に成立した最近の観念であった。さきに引用したメルシエのほか、リュイエールも1787年のアカデミーでの演説で、オーストリア継承戦争の終結（1749年）と7年戦争の開始（1756年）のあいだの時期に世論の支配が樹立されたと述べている⁵⁾。このように1750年代は世論の観念の誕生の時期と目されるが、その根拠は法案や国王の宣言の登録の拒否と建言書の提出を武器とするパルルマンの王

3) cité dans K. M. Baker, 'Politique et opinion publique sous l'Ancien Régime,' *Annales E. S. C.* jan.-fév. 1987, p. 54.

4) 世論の観念について、市民的公共の観点から示唆に富む理論的考察をおこなったのはハーバーマスである。J. ハーバーマス『公共性の構造転換』（細谷貞雄訳、未来社、1973年）。さらに M. Ozouf, 'L'opinion publique,' K. M. Baker, *French Revolution and Political Culture*, 1987, pp. 419-434. K. M. Baker, 'Politique et opinion publique sous l'Ancien Régime,' *op. cit.* pp. 41-71 を参照。

5) cité dans M. Ozouf, *op. cit.* p. 422.

権にたいする抵抗がはげしさを増し⁶⁾、そのなかで世論の力が認識されたというところにある。

王権とパルルマンの衝突のもとになった第一の問題は宗教問題である。法王クレメンス11世がジャンセニスムを異端とする「ウニゲニトゥス」教書を発し（1713年）、さらにこれに従わないものには秘蹟を授けないと宣言して以来（1718年）、ジャンセニスト的傾向の強いパリのパルルマンと教書の遵守を主張する国王・教会のあいだで対立がつづいていた。この対立は1750年代にはいって一挙にはげしいものになり、パルルマンは二度にわたってストライキで抵抗するにいたった。第一回目のストライキの発端は、1751年3月、一般施療院からジャンセニストの影響を排除するために、国王がその管理の改革を命じたことであった。パリのパルルマンはこれに反対して11月24日ストライキに入ったが、このストライキは4日間で解除された。

その後も秘蹟の授与をめぐる紛争が続き、これに手を焼いた政府は、1753年2月、秘蹟の拒否にかんする訴訟をすべて禁止する令状を発した。それとは別に、パルルマンも教会と政府がこの件にかんして犯している過ちを非難する建言書を作成し、4月に国王に提出した。国王は、建言書の受け取りを拒否し、逆に2月の令状の登録を命じた。パルルマンはそれに対抗して、5月5日、ふたたびストライキに入った。国王は業務再開を命じる一方、司法官の投獄と追放によって抑圧しようとしたが、ストライキは1年半ほども続き、その間に、印刷された建言書が公刊され、大きな反響を呼んだ。翌年9月、国王は「沈黙の法」、すなわち「ウニゲニトゥス」についてはすべてのものに沈黙を命じ、これに違反したものを処罰する権限をパルルマンに与える宣言を発して事態を取束させた。

英仏戦争の開始によって、戦費調達のためにもパルルマンを屈伏させ従順にならせる必要を痛感した国王は、1756年12月、パルルマンの規律の引締めを目

6) この時期の王権とパルルマンの対立については、主として木崎喜代治氏の論文に依拠した。木崎喜代治「18世紀におけるパルルマンと王権、I, II」、『経済論叢』、134巻5・6号、135巻5・6号。さらに J. Egret, *Louis XV et l'opposition parlementaire*, Paris, 1970. を参照。

的とする宣言を発した。反政府の方向に走りがちな若手の司法官の発言を封じ、建言書の提出とその効果を制限し、官職の没収によってストライキを禁じることが、その主な内容であった。当然ながら、バルルマンは抗議し、今度は集団的辞任によって抵抗した。国王の期待とは反対に、パリでの裁判業務は停止し、戦費調達のための租税案も登録されないという事態が生じた。妥協が策されねばならず、同年9月、規律令は取り消さないがこれをことさらに問題としないこと、追放された司法官を復職させること、バルルマンは辞表を撤回し、業務につくことで妥協が成立した。ここでも国王の意志は挫折したのであった。

第二の問題は財政問題である。ルイ14世が遺した膨大な国庫赤字以来、財政問題はとだえることのない重大問題だったが、1749年に導入された20分の1税が新たに問題をひきおこした。この税はオーストリア継承戦争のさいに導入された戦時10分の1税にかわるものだったが、課税期間が限定されていなかったから、強い反発をよびおこした。バルルマンはこの租税法案の登録を拒否し、国王は強制登録を命じた。さらに英仏戦争の戦費調達のために、政府は1756年に第二の20分の1税を導入し、1760年には第三の20分の1税を新設した。こうして収入にたいする課税は3倍になったが、そのほかにも増税があいついだ。さらに徴税請負人の不正で横暴な徴税と蓄財が広範な反発をよびおこし、財政問題はようやく沈静した宗教問題にかわって中心的な政治問題になった。パリだけでなくブザンソン、ディジョン、グルノーブルなど地方のバルルマンが、租税法院が、増税に抗議する建言書を提出した⁷⁾。

これらの抗議とならんで、父ミラポールの『租税の理論』(1760年)、匿名の著者による『国家の富』(1763年)など、租税問題を論じた書物やパンフレットが数多く刊行され、人々の注目を集めた。それらの多くは、その場しのぎの増税にかえて、土地に基礎をおく単一税を求めるものであった。このような抗議

7) 木崎喜代治, 前掲論文(Ⅰ), 34-36ページ, (Ⅱ) 1-5ページ J. Egret, *Ibid.* pp. 92-108.

マルゼルブについては、木崎喜代治氏の入念な研究、『マルゼルブ』, 岩波書店, 1986年を参照されたい。租税とならんで注目を集めたもう一つの問題は穀物取引の自由化の問題であった。阪上孝「空間の政治経済学」, 樋口謙一編『空間の世紀』, 筑摩書房, 1988年, を参照。

の声の広がりによって苦慮した政府は、1764年、「覚え書きや計画案を公表する権限をもたない人々によって作られる覚え書きや提案の危険性」を強調し、「財政の改革、または過去、現在、未来の財政の管理にかんする一切の著作あるいは計画の印刷、販売を禁止する」国王宣言を公布した⁹⁾。しかしこの禁止は、租税問題への関心の高まりからしても、当時の検閲の実態からしてもほとんど効力をもたず、加熱した「パンフレット戦争」をよびおこしただけだった。

このように1750年代は「異議申し立ての政治」⁹⁾の開始の時期であった。その主役を演じたのは、建言書を公刊して王権に抵抗したバルルマンであった。バルルマンは、国王の専断的なやりかたにたいする抵抗、増税にたいする反対を掲げているかぎり、多くの人々の支持をあてにすることができた。弁護士のパルビエはバルルマンに敵対的だったにもかかわらず、日記に書きつけた。「重税に苦しむ人々がバルルマンの抵抗によっていくらかでもその緩和を手に入れることを期待しているだけに、バルルマンがこの状況から利益を得て権威を拡大するのは当然だ。」¹⁰⁾ こうして「異議申し立ての政治」の展開のなかで人民の声の代表の役割を担うバルルマンというイメージが強まってくる。バルルマンが人民の声としての世論を代表することにつとめたということではない。むしろマルゼルブが非難した¹¹⁾ように、バルルマンは守旧的で、自己の利己的利害にのみ汲々とする集団的精神によって動かされていたというのが実情だっただろう。けれども長期にわたって三部会が召集されていないという状況、国王の法案と宣言の提示——バルルマンによる登録の拒否、建言書の提出と公刊——国王による沈黙の命令、司法官の追放・投獄——ストライキと集団辞任によるバルルマンの抵抗、というパターンの反復が、バルルマンを世論の代表者の地位に押し上げた¹²⁾。こうして、沈黙を命じる王権とそれに抵抗して声高に

8) J. Egret, *op. cit.* p. 99.

9) K. M. Baker, *op. cit.* pp. 41-45.

10) J. Egret, *op. cit.* p. 95.

11) 木崎喜代治, 前掲書, 269ページ。

12) cf. M. Ozouf, *op. cit.* pp. 422-423.

〈公衆の声〉を発するパルルマンという対抗図式ができあがる。マルゼルブは先の非難にもかかわらず、パルルマンは世論を表現する唯一の機関だと述べ、元警視総監で反パルルマン的意見の持ち主だったダルジャンソンも、パルルマンは今日発言することのできる唯一の人民の機関だと述べた¹³⁾。

パルルマンが異議申し立ての政治の主役を演じることができたのは、世論の支持を想定しうるかぎりにおいてのことであった。規律令にかんしてパルルマンと王権の妥協を成立させた大臣のペルニス是这样述べている。「パルルマンは公衆の声の力以外に力をもたない。全般的な高まりがなければ、彼らの抗議の高まりは何ものでもない。国王は正しい、パルルマンは従うべきだとパリが言うやいなや、パルルマンの抵抗は無益であるだけでなく、宮廷にとっても公衆にとっても不都合なものになる。公衆に見捨てられるやいなや、パルルマンは譲歩しなければならぬ。」¹⁴⁾ 世論が表明される制度的な回路は存在しないかあるいは未発達だったから、世論がその姿をはっきりと現すことはなかったけれども、いやむしろそれゆえに世論は〈影の主役〉を演じたのであった。

アンシャン・レジームの伝統的な政治理論によれば、国王は神の権威と社会全体の二重の代表者であった。国王以外に社会全体を表わすものはなく、国王を越える現世の権威は存在しない。三部会にしてもパルルマンにしても、諸身の利害と要求を国王に伝達し、あるいは国王の諮問に応える機関であり、社会全体の代表者などではなかった¹⁵⁾。世論の登場はこのような政治理論をゆるがすものであり、王権の後退、あるいは権力の正統性の規準の変化を意味する

13) J. Egret, *op. cit.* p. 95.

14) W. Doyle, 'The Parlements of France and the Breakdown of the Old Regime 1771-1788,' *French Historical Studies*, No. 6, 1970, p. 453. しかしドイルによれば、世論を背景としたパルルマンの抵抗は、少なくとも「モーブーのクーデタ」(1771年)までは、政府にとってきほど危険なものと考えられていなかった。大臣のかなりの部分はパルルマンの司法官の出身でパルルマンの状況に通じていたから、その抵抗の性質について安心しており、パルルマンの抵抗はむしろ、フランスの君主政が専制政でないことを示す好機だと考えられたのである。ドイルは両者の間に「一種の信頼のゲーム」が存在したという。

15) 世論の観念は代表の観念と密接な関係にあるが、この点についてはさしあたり、K. M. Baker, 'Representation,' K. M. Baker, *French Revolution and Modern Political Culture*, pp. 469-491. を参照。

ものであった。いいかえれば世論の登場は、国王の至上の権力にとって危険なものであった。このことをいちやく見抜いたダルジャンソンは1753年にこう記している。「国民がいつの日か自分の意志と権利を回復すれば、彼らはかならずや、王権にとって〔バルルマンよりも〕はるかに危険な国民議會を打ち建てるだろう。……国民は立法権を自分のために取っておき、国王には一時的な執行権しか与えないだろう。」¹⁶⁾

II ルソーにおける世論

こうして登場した世論の観念は、理論的な観念ではなく、レトリックであった。それにたいして、世論の力と問題性について深い理論的検討を加えたのはルソーであった¹⁷⁾。

ルソーは世論を端的に「他人の意見」と定義する。社会のなかで生きる人間（社会人）の習慣は自分の内部の感情からでなく、他人の意見から生まれる。社会人にとってすべてを決めるのは他人の判断である。「公衆が正しく望ましいと判断したもの以外は、個人にとってなにも一つ正しいとも望ましいとも映りません。」（『ダランベール氏への手紙』、西川長夫訳、『ルソー全集』第8巻、85ページ、白水社、1979年）なぜ「他人の意見」はこれほど強力であるのか。なぜ社会人は「他人の意見」にそれほど関心を寄せるのか。それは社会人が自尊心（*l'amour propre*）を行動の原理にしているからである。

自尊心が自然人の自己保存にかかわる自然的な感情、感性であるのにたいして、自尊心は社会状態のなかで反省と他者との比較とによって触発された感情である。そして理性が成長するにつれて、所有が導入され不平等が拡大するにつれて、自尊心の支配力も増大する。「各人は他者に注目しはじめ、自分も注目

16) J. Egret, *op. cit.* pp. 95-96.

17) ルソーの世論観については作田啓一『ジャン-ジャック・ルソー』、人文書院、1980年、59-70ページ参照。なお、ルソーの世論の観念を詳細に検討した大著 C. Ganochaud, *L'opinion publique chez Jean-Jacques Rousseau*, Paris, 1980 がある。ルソーからの引用は白水社版『ルソー全集』により、本文中に記したが、必要に応じて訳文を変更した場合もある。

されることを望むようになりはじめ、公の尊敬が一つの価値をもったのである。」(『人間不平等起源論』, 原好男訳, 『全集』第4巻, 238ページ) 存在と外観とが分裂し、〈自分が何であるか〉ではなくて、〈他者にどのように見られるか〉が重要になる。もっと正確に言えば、社会人は〈他者にどう見られるか〉をとおしてしか、つまり他人という鏡によってしか、〈自分が何であるか〉を認識できないのである。こうして「他人の意見」に同調するにせよ、それに反発して自分の独自性を誇るにせよ、他人の意見が支配することになる。社会人は他人の意見を支配しようとするが、それは同時に他人の意見に支配されることなのである。社会人は「同胞の支配者となりながらも、ある意味ではその奴隷となり、同胞たちに屈従している。」(同, 243ページ) こうして世論は社会のなかから自然発生的に形成され、圧倒的な力をもつようになるのである。

法との関係でいえば、ルソーは世論を、基本法、市民法、刑法の効力を最終的に決定する、もっとも重要な「第四の法」だという¹⁸⁾。「この法は大理石柱にも青銅板にも刻まれていないが、市民の心に刻まれている。これこそ国家の真の骨組みを成すものであって、……他の法が古い、または滅びてゆくときに、これらに生気を吹きこみ、またはこれらの代わりを務めるもの……である。私が述べているのは、習俗、習慣、とりわけ世論のことである。」(『社会契約論』, 作田啓一訳, 『全集』第5巻, 162ページ) 世論と習俗は他のすべての法の成否を決定するのであり、他の諸法が円天井のアーチの部分だとすれば、これらは円天井の要石をなしている。世論、習俗は諸法の根本的な決定要因なのである。しかし他方でルソーは、「一つの人民の世論は、その法制から生まれる。法は習俗を規定しはしないが、習俗を生ぜしめるのは法体系である」(同, 238ページ)と述べる。この一見したところ矛盾した、少なくとも循環論的に見え

18) ロックはすでに、道徳的善悪を判定する神の法、行動が罪悪であるか否かを判定する市民法に加えて、第三の法として、徳と悪徳を判定する「世論ないし世評の法」をあげており、ルソーもそれを参照しているのではないかと考えられる。ただハーバーマスのいうように、ロックにおいては世論は市民的公共性を獲得した良心という資格をもつとすれば、ルソーの評価ののちに見るようにロックとは反対のベクトルでなされているといわなければならない。

る議論をどう考えるべきか。

この問題を考えるための鍵は、〈規定する〉と〈生ぜしめる〉の相違にあると思われる。スタロピンスキーがいうように、『社会契約論』は、歴史的に先行し不完全で腐敗した社会から正義に満ちた完全な社会への移行という実践的な問題を提起しているのではない。それは中間的な段階を一挙にとびこえて、一般意志とそれにもとづく法が支配する社会を構想する¹⁹⁾。社会契約は歴史的時間の外部、社会生活のはじめに位置しているのである。それに対応して、法もまた仮説的な原初の法として、零からの出発を印すものであり、そのようなものとして「習俗を生ぜしめる」のである²⁰⁾。しかしいったん習俗が生まれ市民の心に刻まれると、それは国家の骨組みとなり、すべての法の成否を決定する。法が習俗に影響を及ぼす場合があるとしても、それは、「法が習俗からその力をひきだす場合」に限られる。こうして習俗は根本的な決定要因になるのである。

もう一つの問題は、世論と習俗、習慣の関係である。習俗に働きかける手段は、法の強制力、世論の支配力、快楽の魅力の三つしかない、とルソーはいう。（『ダランベール氏への手紙』、33-34ページ）しかし法はたとえば、上演される戯曲の主題や形式を限定することはできるけれども、「公衆にそれを楽しむことを強制することはできない。」（同、34ページ）法は習俗にたいして外的な制限を加えうるにすぎないのである。快楽の魅力はいかに強いものであっても、それは、何が快楽であるかをきめる判断を前提としている。そしてこの判断の規準が世論にほかならない。習俗が行動の様式だとすれば、世論はある行動を選ぶための価値規準であり、そのようなものとして習俗を規定する力をもつのである。「何を通じて政府は習俗に影響を与えることができるのでしょうか

19) スタロピンスキー『J. J. ルソー 透明と障害』松本勤訳、思索社、1973年、63-64ページ。

20) ルソーにとって立法は一回限りのものであり、そうであればこそ立法者には人間でないほどの能力が要求されるのである。また政府の習俗にたいする作用についてもつぎのように入れられる。「もし政府が習俗にたいして多くをなしようとすれば、それはもっぱらその最初の制度によるのであって、ひとたび政府がその習俗を決定してしまえば、もはや政府には自分自身が変わるのとなければ、習俗を変える力はありません。」（『ダランベール氏への手紙』、92ページ）。

か。世論を通じてであると私は答えましょう。」(同、85ページ) もちろん習俗が行動と欲望を支配して、その結果世論を規定するという逆方向の規定関係をルソーは認めているけれども、支配的な効果の方向は世論から習俗の方向で考えられているとあってよいだろう。世論は「世間の支配者」(同92ページ)なのである。

しかし世論がこれほどの力をもっているからといって、世論が誤ることなきもの、つねに正義にかなうものだということにはならない。むしろ反対である。たしかに世論は「権力から独立している」し、イギリスでの例のように、世論が専制にたいする防壁となることをルソーは認めている。(『山からの手紙』、川合清隆訳、『全集』第8巻、427ページ)しかし世論は、その源泉である自尊心がはらむのと同じ問題性をはらんでいる。つまり世論の支配とは外観の支配であり、世論に同調することは自己自身であることをやめることにほかならないということである。さらに外観が所有物つまり畜によって根本的に規定されているとすれば、世論を左右するのはその所有者つまり富者ということになるであろう。支配的イデオロギーは支配階級のイデオロギーだというマルクスの主張をルソーも共有していたと考えることができる。もちろん世論が不変で一貫したものだということではない。それは情念のおもむくままに漂っており、たとえば劇場の設立のような小さな変化でも世論を変えることができるほど、世論は「不安定で変わりやすいもの」である。世論は「偶然的な多数の原因、思いがけない多くの状況」によって変化し、それゆえに力や理性によってその変化に抗することはできないし、その結果を予測することは困難だ、とルソーはいう。(『ダランベール氏への手紙』、87ページ)

他方ではしかし、社会が政治的な野心をもつ集団に分割されているばあいには、力の拡張を目指す集団が世論を操作、操縦して世論の支配者になるという事態が生じる。「われわれの世紀をほかのすべての世紀と区別する特殊性のうちに、二十年このかた世論を牛耳っている系統的で一貫した精神というものがあります。……哲学者の党派が指導者たちのもとに一九丸となって団結して以来、

これらの指導者は手慣れた謀略の手腕によって世論の支配者となり、世論によって名声を、さらには個人の運命をも左右し、その結果国家の運命まで支配しているのです。](『ルソー、ジャン＝ジャックを裁く一対話』、小西嘉幸訳、『全集』第3巻、325ページ) こうして世論は、全体社会の一部にすぎない集団や党派が社会全体を支配する道具となるのである²¹⁾。

このように世論は強力ではあるけれども、移ろいやすく誤りがちなものであり、それゆえ矯正と指導の必要なものであった。「人々の世論を矯正してみるのがよい。そうすれば、習俗はおのずから浄化されるだろう。」(『社会契約論』、237ページ)

しかし、いかにして世論に働きかけ、世論を矯正するのか。世論は権力から独立しているから、権力で世論を矯正することはできない。「もし全人民がある男を臆病者だと判断したとすれば、王が自分の全権力をもって、その男は勇敢だと宣言してもむだであって、だれもそれを信じないでしょう。」(『ダランベール氏への手紙』、87ページ) 同じように理性も美德も法律も世論を変えるうえでは無力である。要するに世論にたいして外的な強制力によって働きかけようとしても無益なのである。法は、習俗から力をひきだすことによるのみ習俗に影響をおよぼすことができるのと同じく、世論から力をひきだすことによってしか世論に働きかけることはできない、というのがルソーの考えであった。ルソーはこの方法の実例を、受けた恥辱に甘んじたくなければ剣をもって名誉の回復を要求しなければならないという決闘の習慣を廃止するために設立された「元帥法廷」に見出している。すなわち名誉の問題にかんして公衆の間で大きな権威をもち、この件にかんして全権をもつ裁判官が、名誉と恥辱を唯一の武器として裁定を下すような法廷——「名誉の法廷」である。この法廷が正し

21) これまで検討してきたところからして、ガノショーの「たとえ若干の個人が世論の助けで不正を助長するとしても、世論はつねに正義の側に味方する」という主張には同意しがたい。C. Ganochaud, *op. cit.* p. 157. また世論を一般意志にきわめて近いものとみなすハーバーマスの議論にも疑問がある。(前掲訳書、136-139ページを参照) 一般意志と世論の関係は自愛心と自尊心の関係と同じであって、後者は前者の疎外体だと考えるべきだと私は思う。

く機能し、人民の意見にたいする権威を獲得するにつれて、名誉にかかわる問題の原則が変えられ、決闘は廃止されるというのである。(同89ページ)しかしこれは問題の大きさにくらべればいかにも貧弱な実例だといわざるをえない。

この問題にかんしてルソーが示しているもう一つの考えはローマの監察制度である。しかしルソーによれば、監察官は世論の審判者ではなく、世論という法の執行者にすぎない。それは、統治者が一般意志の執行者にすぎないのと同じである。監察官の下す裁定は世論の支配にもとづいてのみ力をもつのであり、世論から逸脱すると効力のないものになってしまう。こうして「監察制度は、世論の腐敗を防ぎ、……ときには、世論がまだ定まらない場合にこれを固めさえして、習俗を維持する」(『社会契約論』, 238ページ)ことはできるけれども、いったん世論が確立されれば、それを変える力はもたないのである。

以上で明かなように、ルソーにとって世論の支配は好ましいものでも、最善の体制に導くものでもなかった。それどころか世論の支配は、存在と外観の距離をますます拡大して人間に自己自身であることをやめさせる方向で作用し、党派的集団による社会全体の制圧の道具となるものであった。そのうえ世論は、「世論を変える方法が見出されないかぎり、理性も美德も法律も世論を打破することはできない」(『ダランベール氏への手紙』, 88ページ)ほどの根強さをもつものであった。今日コルシカ以外に立法の可能な国はないというペンミズムを表明したとき、ルソーは腐敗し深く根を下ろしたヨーロッパ諸国の世論と習俗の克服しがたい強さを念頭においていたにちがいない。ルソーは「世論を導くのにふさわしい手段の選択にかんしては、それはまた別の問題であって、……またここはそれを多数の人々のために解くべき場所でもありません」(同、85ページ)と書いたが、その場所はついに見出されなかった。しかし間違いなくルソーは、世論の形成とその力にかんして、同時代の知識人のなかでもっとも深い理論的検討をおこなった人であった。

III 〈至上の法廷〉

1750年代が世論の観念の誕生を印したとすれば、1770年代は世論の観念がもっと明確な政治的含意を獲得した時期であった。その一つの契機は、王権に従順でないパルルマンを解体した「モーブーのクーデタ」²²⁾である。クーデタの発端になったパルルマンにたいする規律令の前文で、国王は「余は王冠を神のみから授かっている。臣民を導き統治すべき法を作成する権利は余のみに属しており、そこにはいかなる依存もいかなる分与もない」²³⁾と述べた。規律令に抵抗するパルルマンにたいするモーブーの弾圧もかつてないほど苛烈なものであった。これまでの王権とパルルマンの対立は一種の「信頼のゲーム」という性格を帯びていたのにたいして、今度はパルルマンの存在自体が賭られていたのである。

もう一つは極端にまで達した租税制度の悪弊である。重税と徴税請負人の横暴と不正は以前からの問題だったが、パルルマンと租税法院の機能停止の状況のなかで一層深刻なものになった。モーブーの失脚後に再建された租税法院の建言書でマルゼルブはいう。租税の決定にかんして人民の代表は何らの関与も許されていない。租税にかんする法令は複雑をきわめ、徴税請負人以外にそれに通じているものはいない。徴税請負人はその知識を愚用し、人民の無知につけこんで私腹をこやしている。彼らの恣意的権力は人民にとって堪えがたいものになっているが、人民には彼らの不正を告発するてだては残されていない。こうして権力の濫用にたいする防壁である中間的権力の解体、王権の威をかる徴税担当者の不正と横暴という最悪の専制政が現実のものになっている。これが、マルゼルブの現状認識だった²⁴⁾。

22) モーブーのクーデタについては、木崎喜代治、前掲論文(Ⅱ)、石井三記「一八世紀フランスの「国制」像」、樋口編、前掲書所収を参照。

23) 木崎喜代治『マルゼルブ』、261-264ページ。

24) Remontrances de la Cour des Aides de Paris, du mai 1775, *Œuvres inédites de Malesherbes*, Paris, 1808, この建言書の内容は木崎喜代治『マルゼルブ』284-286ページに紹介されている。

こうした状況にたいして「人民の大義」を守るために、マルゼルブは専制にたいする防壁であり、君主でさえも従うべき〈至上の法廷〉としての世論の權威を強調する²⁵⁾。しかし世論が力を発揮するためには、行政の秘密主義を廃し、公開の議論の場を設けなければならない。こうして、国民の代表からなる地方三部会の召集、最高諸法院の建言書の公刊といった具体的な要請がかかけられる。マルゼルブが特に大きな意義を与えたのは印刷・出版の自由であった。「印刷物によって各市民は国民全体に語りかけることができる」のであり、印刷術は古代の共和政のもとでの市民の集会がもっていたのと同じ公開性を保証するからである²⁶⁾。マルゼルブにとって、世論とは公開の議論をつうじて形成され展開するものにほかならなかった。

行政の最高責任者の立場から、地方議会の設立と行政の公開に取り組んだのはネッケルだった。ネッケルによれば、最近の混乱の原因は、地方議会が存在しないために行政にたいする不満がパルルマンへの人民の支持となり、パルルマンが「人民の名において語り、国民の権利の擁護者を自称して」、政治に介入したことにある。だから行政権の濫用を防止する地方議会の創設によって、またそれを通じて人民と政府の信頼の絆を強めることによって、パルルマンを本来の司法業務につれもどすこと、これこそ王国の安定と繁栄を保証する道だというのである²⁷⁾。このようにネッケルは、地方議会の創設に現在の租税制度の悪弊を直す手段と同時に、パルルマンの権力を削減する手段を見出した。いかにえればネッケルの地方議会創設の主張においては、マルゼルブのように

25) 「あらゆる権力から独立し、あらゆる権力が尊重する一つの法廷が樹立された。……この公衆の法廷が地上のすべての裁判官のうちで至上の裁判官であることを認めないものはだれもなかった。」(Discours prononcé dans l'Académie Française, *Ibid.* p. 151) マルゼルブのいう世論は「救済ある公衆」の意見であり、人民大衆の意見ではない。この点ではこの時代の知識人の意見は一致している。コンドルセも有識者の意見と「もっとも貧しくもっとも愚かな」大衆の意見を区別し、前者のみが「世論に先行し、世論から法を作る」と述べている。Condorcet, *Réflexions sur le commerce des blés, 1776*, *Œuvres de Condorcet*, Paris, 1847-1849, T. 11, p. 201.

26) *Ibid.* p. 151. 出版統制局長であったマルゼルブは『出版論』(1759年)で出版の自由の重要性を説いていた。木崎、前掲書、156-181ページ参照。

27) J. Necker, *Administrations provinciales, 1778*, *Œuvres complètes*, réimp. 1970, T. 3, pp. 364-365.

「人民の大義」を守ることよりも、行政の円滑な進行を確保するという観点が優越していたのである。

行政の公開については、ネッケルは1781年に『王国財政報告書』を公刊して、それを実践した最初の大臣であった。この行動は君主政の基本原理に反する有害で危険な企てだと保守的な人々から非難されたが、報告書は好評をもって迎えられ、即日3000部が売れるというベストセラーになった。ネッケルを支えていたのは、行政、特に人民の利害に直接かかわる財政の仕事は人民の信頼がなければ遂行できず、人民の信頼は行政の実情を可能なかぎり公表することによってのみ得られるという信念だった。

3年後に出版された『フランスの財政について』の序論で、ネッケルは彼の活動をふりかえり、世論を啓発し、世論を獲得することが自分の行動の原理だと述べた。そこで述べられている彼の世論観を検討しよう²⁸⁾。世論は社交の精神の産物であり、注目と称賛を受けることへの愛好が打ち建てた〈至上の法廷〉である。その法廷には「注目を集めるひとはすべて出頭を命じられており、ここでは世論が玉座の高みからのように、称賛と王冠に値するものを選別する。」(p. 47) このように世論の力を認めてはいるが、ネッケルが世論にたいして与える定義は消極的なものでしかない。世論は、「ある団体やある状況にのみ属する一時的な動き」ではないし、まして民衆の意見ではない。(p. 56)

世論の活動の条件についていえば、たとえば宗教戦争の時期のように、国内の混乱が人々の感情と思考を支配しているような状況においては世論は存在しない。そこでは人々は愛と憎しみしか知らない党派に分裂しているために、「評価と世論という平和的な旗のもとに集うことができない」からである。(pp. 47-48) 政体とのかかわりでいえば、専制政のもとでは人々は専制君主の視線にのみ注目するから、世論の働く余地がない。専制政ではないとしても、強大な君主のもとでも世論は権威をもちえない。ルイ14世の時代がそうだった。

28) J. Necker, *Ibid.* 以下、本書からの引用は本文中にページ数のみ示す。また、ネッケルの世論観については、K. M. Baker, *op. cit.* pp. 59-64 を参照。

「この偉大な君主はすべてを自分に引き寄せ、あらゆる種類の褒賞を自分一人で与えることを望んだ。……すべての事情が、国民が偉大な王の称賛のみを求め、得ることに慣れさせた。」(p. 48) 他方で共和政のもとでは、「民衆の信用か国民の集会における雄弁の影響力しか存在しない。」さらに共和政の本質である自由は、人々が「他人の意見から遠ざかることに秘かな楽しみを感じる」ほどにまで、自分自身の判断を信頼するようしむける。(pp. 49-50) 人びと的一致した意見としての世論は共和政のもとでも権威をもちえないのである。

それにたいして現在のフランスは世論の権威にとって好都合な状況にある。さきに述べたような世論の権威を阻む要因は存在しないか影をひそめているし、そのうえ啓蒙の進歩が世論の支配に大きく貢献している。摂政時代以後、「世論の力は継起的に成長し、今日では破壊しがたいものになっている。世論はすべてのひとを支配し、君主自身でさえ過度に情熱にひきずられないかぎり、世論を尊重している。」(p. 49)

このようにネッケルにとって、世論の支配は専制と共和政の中間に位置するものであり、したがって穏和な君主政にもっともふさわしいものだった。それはまた、党派の主張や政治的異議申し立ての根拠ではなく、国民的な合意のことにほかならなかった。いいかえればネッケルは、世論の観念の検討を通じて専制とも党派の対立とも異なる、合意による新しい政治のシステムを夢想したのである。しかしアンジャン・レジーム末期の状況からすれば、ネッケルには危機意識は希薄であり、彼の夢想はまさに夢想にすぎなかった。世論の活動が要請され、最高に達するのはまさに政治的対立の真只中においてだということ、彼は見落としているからである。世論についての認識も具体的で深いなどということとはできない。彼が世論に与える定義はせいぜい「理性と時間と感情の普遍性のみが打ち建てる権利をもつ判断」(p. 56)という漠然としたものでしかない。けれども世論の観念の展開という点からいえば、政治の最高責任者が世論を政治の至上の原理と考えるにいたったこと、また世論の活動の場として地方議会の創設を提案し、行政の公開を実践したことが重要であろう。公開

の議論を通じて形成される世論という観念が市民権を獲得したのである。

む す び

1789年6月17日、全国二部会はシェースの提案にもとづき、490票対90票の大差でみずからを国民議会と名乗ることを決定したが、その2日前の第三身分部会で、議員のベルガスはつぎのように演説した。「諸君の知られるように、ただ世論によってのみ、諸君は善事をなすための何らかの権力を得ることができ。世論によってのみ、かくも長い間裏切られてきた人民の大義は勝利した。世論の前では一切の権威は口をつぐみ、あらゆる偏見は消え去り、あらゆる個別利害は姿を消すのである。」²⁹⁾ 世論を根本的な規定要因とする新しい政治のシステムの発足を告げる演説であった。

フランス革命は言論をときはなち、その巨大な力をふるわせた。1780年代のバリでは、延べにして数十程度の定期刊行物が刊行されていたにすぎず、またその大部分はニュースを報道するものではなかったのにたいして、1789年6月から92年8月までの期間には500以上の定期刊行物が現われた。政治クラブの会合や議員を選出する選挙人会が頻繁にもたれた。議会も驚くほどの勤勉さで開かれ、多数の議員が登壇し雄弁をふるった。彼らの議論は官報で速やかに報道された。言論の爆発、その魔術的な力、それはフランス革命の唯一とはいえないとしても最大の特質のひとつであった³⁰⁾。

言論の解放はしかし、世論の観念がはらむ曖昧さとその問題性を露呈させた。フランス革命のもっとも重要な課題は、人民の意志に明確な形を与えること、人民の統一された意志としての世論を形成し確立することにあった。しかし言論の解放は、説得による統一への契機を含んでいるとしても、個人や集団の間の意見の差異を顕在化させ、増幅する契機でもある。特に激動の時期に現実存在するのは、個人や集団の分裂し対立するさまざまな意見であり、そこから

29) *Archives parlementaires*, T. 8, p. 118.

30) L. Hunt, *Politics, Culture, and Class in the French Revolution*, Berkeley, 1984, pp. 18-20.

人民の統一的意志としての単一の世論を形成することは容易なことではない。8月10日の革命によって独裁を目指しているという中傷にさらされたとき、ロベスピエールは否応なしにこの困難を認識させられた。かつては意見や中傷は兄弟や夫婦の仲をさき、せいぜい宮廷内部の紛争をひきおこしただけだった。しかし言論が巨大な力をもつ現在においては、中傷は革命、ひいては人類を傷つけるほどの力を獲得した。それゆえに意見、世論をますます求心的かつ急進的に国民的統一にむかって、革命という唯一の中心にむかって収斂させなければならないというのである³¹⁾。〈最高存在の祭典〉は、この要求に応える最大かつ最後の試みであった。

ルソーにおいてもマルゼルブやネッケルにおいても、世論は権力や政治から独立した存在だと考えられていた。世論は、政治的機能を果たすとしても、社会のなかから自然発生的に形成される社会的カテゴリーであり、それゆえに強力だとされた。彼らにとって、世論の支配とは政治にたいする社会の支配ということであった。しかし今や〈下から上へ〉でなく、〈上から下へ〉と方向を逆転しなければならない。自然発生性にまかせるのではなくて、人民の統一された意志としての世論を作り出し、指導しなければならない。こうして社会にたいする政治の優位が打ち建てられるのである³²⁾。

フランス革命によって、世論は政治の根本的な原理、権力の正統性の最高の根拠としての地位を獲得した。しかし同時に世論は政治によって指導され監視されなければならない。これはフランス革命のパラドクスであると同時に世論の観念がはらむパラドクスであった。

31) M. Robespierre, *Discours sur l'influence de la calomnie sur la Révolution*, 28 oct. 1792, *Œuvres de M. Robespierre*, Paris, 1958, T. 9, pp. 44-60.

32) cf. M. Ozouf, *op. cit.* p. 431.